

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土木、建築工事関係

土木工事共通仕様書

公共住宅建設工事共通仕様書

建築工事共通仕様書

電気設備工事共通仕様書

機械設備工事共通仕様書

特記仕様書の場合

(工事監理連絡会特記仕様書)

(平成 29 年度伊豆スカイライン橋梁架替工事(十国橋)に伴う
既設橋撤去及び下部工工事特記仕様書)

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様書の場合

()

「工事監理連絡会」特記仕様書

第1条 「工事監理連絡会」の目的

本工事は、工事着手前に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント等及び発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を設置し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確定、その実施者、負担者を明確にするものである。

第2条 開催

「工事監理連絡会」は、受注者が発注者へ施工計画書を提出する前に実施するものとし、発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請する。また、工事着手後に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催を要請する。

第3条 出席者

受注者は、「工事監理連絡会」に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の2名の出席を標準とする。

第4条 協議内容

「工事監理連絡会」では、契約図書である設計図等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、当該工事に関し必要な設計変更の内容を確定するとともに、その設計図等の修正実施者及び費用負担者を調整・決定するものとする。

2 受注者は、別添「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、確認を求めることができる。

「設計図書の照査ガイドライン」にない工種は、本ガイドラインに準拠できるものがあれば、発注者と協議し運用できるものとする。

3 受注者は、発注者及びコンサルタント等に施工計画について説明を行う。

4 受注者は、発注者がコンサルタントからの要請による「工事監理連絡会」開催の調整を行う場合、その開催に協力するものとする。

第5条 報告書

協議結果については、受注者が報告書にまとめ発注者に提出するものとする。

第6条 コンサルタント等への費用

発注者が指示するコンサルタント等には、「工事監理連絡会」の打合せ費用として、業務価格に計上してある金額を開催後速やかに支払うものとする。

平成29年度 伊豆スカイライン 橋梁架替工事（十国橋）に伴う
既設橋撤去及び下部工工事 特記仕様書

目 的

本特記仕様書は、既設橋梁撤去にあたり仮設方法及び撤去方法について記載したものである。本橋梁は、県道熱海函南線を跨ぐ橋梁であり、また、県道熱海函南線は、熱海から箱根を結ぶ主要ルートである。

既設橋撤去においては、県道及び伊豆スカイラインが全面通行止となり、地域の影響が大きいことから仮設方法及び撤去方法について、全面通行止規制期間を短くする方法及び工事施工中の安全性の確保することを目的とする。

内 容

1 既設橋梁撤去における仮設方法について

既設橋梁の撤去の仮設方法については、交通規制期間（夜間施工を含む）を短くし、かつ交通の安全性の確保を重点に検討し、仮設及び撤去計画を策定すること。

2 全体工程について

本事業は、東京オリンピック・パラリンピックの開催までに完成する事業であることから、別添工程表のとおり施工するものとする。なお、工程の短縮について検討を行うこと。

3 新たな仮設及び撤去計画について

設計書で示す以外の仮設方法及び既設橋梁の撤去方法で安全性及び交通規制の短縮できる場合には発注者に協議すること。

上記において、検討を行った結果を速やかに発注者に報告すること。

なお、新たな工法の提案がある場合には、発注者等で照査し、適正な工法で採用された場合、工法検討費用を含め設計変更対象とする。